

ノ保持ニ付政府ハ如何ニ考ヘルカ  
答 貴見ハ充分参考トシテ善處スル。

閣甲二

昭和十五年一月三十日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

1948年ライター用紙

内閣總理大臣 五

法制局長官

内閣書記官

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕陸運統制令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布

セシム

御名御璽

昭和十五年一月三十一日

内閣總理大臣

鐵道大臣

拓務大臣

呈案附箋文ノ通

法制局第六號

昭和十五年一月廿六日

企畫院上申第六號

閣議請議

陸運統制令制定ノ件

時局ノ進展ト歐洲ニ於ケル新情勢ノ發展ニ伴ヒ生産力擴充關係物資、生活必需品等重要物資ノ輸送ニ遺憾ナカラシムル爲國家總動員法第八條及第十七條ノ規定ニ基ク勅令ヲ制定スルノ必要アリ仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十五年一月二十五日

内閣總理大臣 米内光政



勅令第三十七號

陸運統制令

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク陸上ニ於ケル、  
輸送用物資ノ使用及同法第十七條ノ規定ニ基ク陸上運送事務於ケル統制  
協定ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルト  
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ貨物運送ノ引受若  
ハ順序又ハ運送スペキ貨物ノ受取若ハ運送シタル貨物ノ引渡ニ關シ  
必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルト  
キハ貨物ノ引渡ヲ請求シ又ハ貨物ノ引取ニ應ジタル荷受人其ノ他貨  
物ノ引取ヲ爲スペキ者ニシテ引取ヲ爲スペキ期間内ニ引取ヲ爲サザ  
ルモノニ對シ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シ貨物ノ引取ヲ命ズルコ  
トヲ得

内閣總理大臣 米内光政殿

拓務大臣 小磯國昭

鐵道大臣 松野鶴



勅令第三十七號

陸運統制令

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク陸上ニ於ケル、  
輸送用物資ノ使用及同法第十七條ノ規定ニ基ク陸上運送事業者間ニ  
協定ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルト  
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ貨物運送ノ引受若  
ハ順序又ハ運送スペキ貨物ノ受取若ハ運送シタル貨物ノ引渡ニ關シ  
必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルト  
キハ貨物ノ引渡ヲ請求シ又ハ貨物ノ引取ニ應ジタル荷受人其ノ他貨  
物ノ引取ヲ爲スペキ者ニシテ引取ヲ爲スペキ期間内ニ引取ヲ爲サザ  
ルモノニ對シ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シ貨物ノ引取ヲ命ズルコ  
トヲ得

内閣總理大臣 米内光政殿

拓務大臣 小磯國昭

鐵道大臣 松野鶴平



第四條 鐵道大臣ハ相當期間繼續シテ運送スル必要アル總動員物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル出貨者ニ對シ當該貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ申告ヲ爲サシムルコトヲ得

鐵道大臣前項ノ出貨者ニ對シ同項ノ申告ニ基キ託送ノ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シタルトキハ出貨者ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外其ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ又ハ爲サシムベシ

第五條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲、必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ設備ノ共用、連絡運輸、直通運輸、運送貨其他ノ事項ニ關スル統制協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第六條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ貨物運送ノ引受若ハ順序、貨物ノ受關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ店舗、事業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第七條 鐵道大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ鐵道局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第八條 本令中鐵道大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ鐵道局長又ハ地方・交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

附 則

本令ハ昭和十五年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 鐵道大臣ハ相當期間繼續シテ運送スル必要アル總動員物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル出貨者ニ對シ當該貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ申告ヲ爲サシムルコトヲ得

鐵道大臣前項ノ出貨者ニ對シ同項ノ申告ニ基キ託送ノ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シタルトキハ出貨者ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外其ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ又ハ爲サシムベシ

第五條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲、必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ設備ノ共用、連絡運輸、直通運輸、運送貨其ノ他ノ事項ニ關スル統制協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第六條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ貨物運送大舗、事業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ヘ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

### 取引渡託送若ヘ引取又ヘ取扱

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶ナシムベシ

第七條 鐵道大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ鐵道局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第八條 本令中鐵道大臣トアルハ朝鮮ニ至リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ鐵道局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リ督府鐵道局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ交通局總長又ハ州知事若ヘ廳長トス

### 附 則

本令ハ昭和十五年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

理由

時局ノ進展ト歐洲ニ於ケル新情勢ノ發展ニ伴ヒ生産力擴充關係物資、生活必需品等重要物資ノ輸送ニ遺憾ナカラシムルタメ陸上運送ニ關シ所要ノ措置ヲ講ズルノ要アルニ依ル

參照

寫

昭和十四年十二月十六日

内閣總理大臣 阿部 信行

鐵道大臣 永田 秀次郎

拓務大臣 金光庸夫

國家總動員審議會總裁 阿部 信行 殿

別紙諸問第二十九號陸運ノ統制ニ關スル勅令案要綱ニ對シ貨會ノ意見

ヲ語フ

陸運・統制ニ關スル勅令案要綱

第一 鉄道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキ  
ハ陸上運送事業者ニ對シ貨物運送ノ引受若ハ順序又ハ貨物ノ受取若  
ハ引渡ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ得ルコト

第二 鉄道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキ  
ハ引取期間内ニ貨物ノ引取ヲ爲サザル荷主ニ對シ期日又ハ期間、數  
量等ヲ指定シ貨物ノ引取ヲ命ジ得ルコト

第三 鉄道大臣バ相當期間ニ亘リ繼續シテ運送スル必要アル總動員物  
資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル荷主ニ對シ當該  
貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ申告ヲ爲サシメ得ルコト  
鐵道大臣前項ノ申告ニ基キ託送ノ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シタ  
ルトキハ荷主ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外其ノ指定  
ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲スベキコト

第四 鐵道大臣ハ陸上運送事業者ニ對シ設備、共用、直通運輸、連各  
運輸、運送貨物ノ他ノ事項ニ關スル協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命  
ジ得ルコト

第五 鐵道大臣ハ輸送及第4、協定ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當  
該官吏ヲシテ店舗、作業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所  
ニ幅檢シ業務ノ狀況若ハ書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシメ得ルコト

第六 本制度ハ前各號ニ準ジ外地ニモ之ヲ實施スルコト

總審庶第一七號ノ一

昭和十四年十二月二十二日

國家總動員審議會總裁 阿部 信行

内閣總理大臣 阿部 信行

鐵道大臣 永田 秀次郎 殿

拓務大臣 金光 唐夫 殿

諸問第二十九號陸運ノ統制ニ關スル勅令案要綱ニ付慎重審議ヲ遂ゲ提  
案ノ趣旨適當ナルモノナリト議決致候  
右答申候也

諮詢第二十九號

陸運ノ統制ニ關スル勅令案要綱

- 第一 鉄道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキ  
ハ陸上運送事業者ニ對シ貨物運送ノ引受若ハ順序又ハ貨物ノ受取若  
ハ引渡ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ得ルコト
- 第二 鉄道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキ  
ハ引取期間内ニ貨物ノ引取ヲ爲サザル荷主ニ對シ期日又ハ期間、數  
量等ヲ指定シ貨物ノ引取ヲ命ジ得ルコト
- 第三 鐵道大臣ハ相當期間ニ亘リ經營シテ運送スル必要アル總動員物  
資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル荷主ニ對シ當該  
貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ申告ヲ爲サシメ得ルコト  
鐵道大臣前項ノ申告ニ基キ託送ノ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シタ

ルトキハ荷主ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外其指定ニ  
從ヒ貨物ノ託送ヲ爲スベキコト

第四 鐵道大臣ハ陸上運送事業者ニ對シ設備ノ共用、直通運輸、連絡  
運輸、運送貨物其ノ他ノ車項ニ關スル協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命  
シ得ルコト

第五 鐵道大臣ハ輸送及第4ノ協定ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當  
該官吏ヲシテ店舗、作業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所  
ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシメ得ルコト

第六 本制度ハ前各號ニ準ジ外地ニモ之ヲ實施スルコト

参照

●國家總動員法（昭和十三年四月（國務各大  
臣副署）法律第五十五號）

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル  
所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ  
付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル  
所ニ依リ總動員物資ノ生產、修運、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、  
消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル  
當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシ  
メ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若

ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送費、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十回 國家總動員審議會ニ於ケル陸運統制令ニ  
關スル質疑應答

問 国有鐵道ノ輸送狀況、事變以來ノ車輛增備狀態並ニ將來ノ計畫如何

答 各車ニ於テモ貨車ニ於テモ相當ノ車輛數ヲ增加シテキル運賃收入ハ客貨合セテ昭和十二年度ニ比シ昭和十三年度ハ約五割増トナル。昭和十三年度以降四年計畫ヲ確立シ昭和十四年度ニ於テモ大ニ輸送能力ノ增强ニ努メル。

問 貨車不足ニ依ル帶貨ハ増加シテキナイカ、滯貢ヲ如何ニ處分スル力

答 車輛不足ニ依ル滯貨ハ相當アルガ此車困難デ思フ様ニナラヌ各方面ノ協力ヲ得テ解決シテ行ク極リデアル。最近ガソリン統制ノ結果自動車運輸ガ急迫シテ荷馬車、荷車ガ増加シ法外ナ對價ヲ要求スルノヘ物價政策ニモ影響ヲ及ボストコロ

大アルコレハ如何ニ處置スルカ

自動車ノ燃料確保ニ付テハ困難ヲ極メキルガ代用燃料等ヲ以テ緩和ニ努メル。荷馬車、荷車ハ小運送ノ範圍デ地方長官ノ管轄スル所アルカラ通牒ヲ發シテ、價格等統制令ノ標準ニ依ツテ運賃高騰ヲ抑制スル

貨物自動車運送事業法案ヲ議會ニ上提セラル由デアルガ事前準備トシテ統制組合又ハ會社組織ノ如キモノ作ルベク勧誘セル事實アリヤ

右法案ハ目下研究中デ業者ガ自發的ニ商業組合ヲ結成セントスル機運ハアルガ現在勧誘セル事實ハナイ

業先輸送ノ基準如何、輸出原材料ハ業先輸送ノ中ニ道人ル力生産力擴充用物資、國民生活必需品等ニ付キ業先輸送ヲ考ヘテキル。輸出原材料ハ運賃デヘ考慮スル力業先輸送迄ハ考ヘテキナリ。

業先輸送セラレル物資ハ品目ヲ列基スルノ方法ヲ採ル力

答  
物資ノ輸送ハ社會公衆ニ重大ナル關係ガアル故業先輸送ヲナス切資ニ付テハ列基主義ヲ採ツテ之ヲ明カニスル。車用品、生活必需品、輸出品等ト抽象的ニ考ヘレバ間違ナイガ社會情勢ノ必要カラ車用品ヨリモ生活必需品ヲ先ニ輸送セネバナラニコトガアル。標準ヲ定メタトキハ出來ル限り一枚ニ示ス方法ヲ採リ度イ

問  
第四ニ付テハ業者ノ經濟的關係ガアル補償デモセラレルノデアル力  
取消、變更ヲ命ジテモ補償ノ問題ヲ生ズルコトナキモノト思フ。尚第四ハ國家總動員法第十七條ニ基クモノデ補償ノ規定ハ適用セラレナイ。

問  
陸上交通事業調整法ニ同種ノ規定ガアルト思フガ之ニハ補償ノ規定ガ無イ右ト同様デアルカ  
然リ、尚地方鐵道法、軌道法ニモ同趣旨ノ規定ガアルガ補償ハシナイ。

問　鐵道省ノ運賃政策ニ付承リ度低物價政策トノ調停ニ付將來ノ方針如何

答　國有鐵道ニ於ケル運賃政策ハ低物價政策ニ順應セネバナラヌコトハ勿論デ出來ル限り協力セネバナラナイ。去ル十一月一日生産力擴充資材、生活必需品等ニ付運賃ノ引下ヲ行ツタ。來年四月一日ヨリハ更ニ引下ヲ考慮シテキル。

問　向方法トシテ割引方法ヲ採ルカ、現行率ヲ低減スルカニ付テハ、相當長期間ニ亘ルトキハ根本ノ質率ヲ低クシ、短期間ナラバ割引ヲスル様ナ方針デアル。運賃ハ恒久性ヲ持タスコトヲ根本方針トシテ行キタイ。

問　資澤品ノ輸送ヲ制限禁止スル輸ガアルガ之へ運賃ヲ引上ゲタ方ガ適當デアル様ニ思フガ如何

答　目下其ノ點ニ付テハ考ヘテ居ナイ。資澤品ノ消費ヲ抑制スル如キ運賃ノ引上ハ相當大キナ引上ニセネバナラヌ。ムシロ消費稅等ヲ

重課スルノガヨイノデハナイカト思フ。

問　運送事業者ト運送業者トハ異ルカ、商法上區別ガアルカ  
答　判然タル區別ヲシテ使ツタ文字デハナイ。商法デハ運送業者ト云

フ言葉ヲ使ツテイルガ勅令制定ニ當ツテ用語ノ意義ヲ明ラカニセネバナラヌ。感じカラ云フト營業トシテヤル場合以外モ含ムト思フ  
事業者ト云フト營業トシテヤル場合以外モ含ムト思フ  
具トシテ監督セルモノアリヤ

問　内務省ハ警察上ノ見地ヨリ所轄スル。運河ニ付テハ内務省ノ所轄デアルガ大規模ノモノデ船舶ノ航行スルモノハ遞信省所轄デアル  
尙後流ハ内務省所轄デハナイカト想像スル  
本令ハ出サナイデモ本令ノ企圖スル所ハ鐵道大臣ノ職權デ出來ルコトト思フ。前ノ歐洲大戰ノ時締長ヲ要應シテ輸送ノ便ヲ國ラシメタト云フ事實モアツタノデ、斯ル弊害ヲ禦返サナイ様ニ鐵道大

問 答

臣ノ職權デ適當ニヤツテハドウカ

申込頃ニ依ツテ、輸送スルコトハ鐵道營業法ノ規定スル所デアル  
ガ運送ノ現状<sup>状</sup>ヘ到底凡テノ必要ニ應ジ切レナイ。從テ之ヲ緩和ス  
ルニハ鐵道大臣ノ職權デハ出來ナイ。本勅令ノ如キモノガ必要デ  
アル。釋長ニ關シオ説ノ如キ事實ナイト思フガ充分留意スル

命令ヲ以テ指定スルモノ、命令ヲ以テ定ムル荷主ノ意義如何

荷馬車、自動車等ハ本令ノ制限カラ除外サレテイルカ。

鐵道運輸ニ付テ云ヘバ大量輸送ノモノデ而カモ生産力擴充又ヘ生

活必需品ニシテ例ヘバ米、木炭肥料ノ如キモノガ命令ヲ以テ指定

スルモノデアル。

又命令ヲ以テ定ムル荷主トハ例ヘバ石炭ノ輸送ヲ依頼スル荷主ノ  
如ク過去ノ實績ニ依ツテ<sup>定ム</sup>キル。又豫メ鐵道輸送ヲ申出デルコトニ  
ナツテキル。

荷馬車等ハ本令ノ適用範囲ニ屬スル。